

2 特別支援教育

1 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

特別支援教育は、障がい*のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

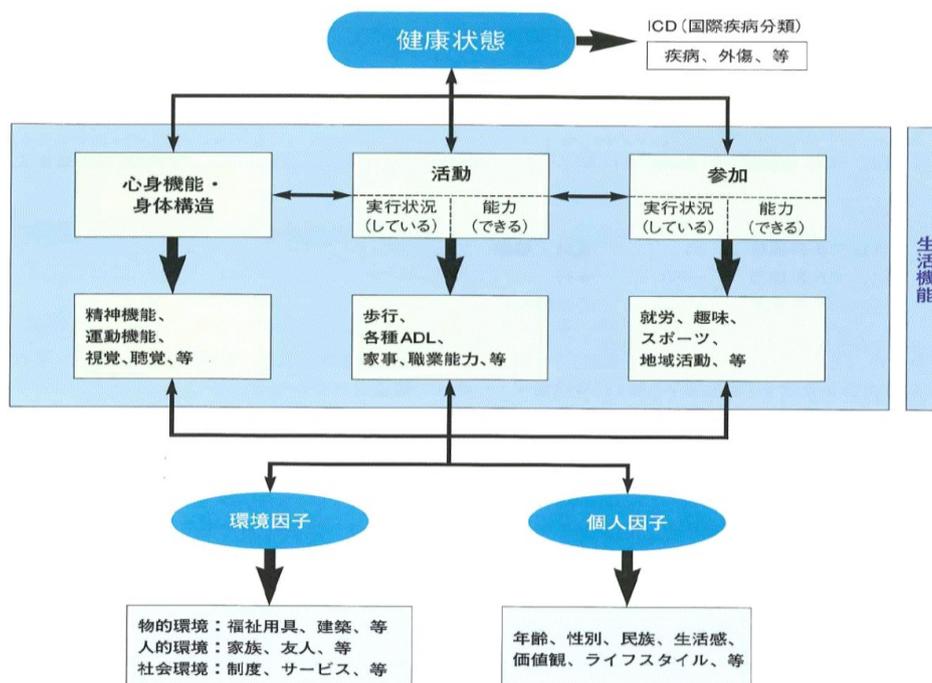
また、特別支援教育は、発達障がいのある幼児児童生徒も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 障がいの捉え方

2001年、WHO（世界保健機関）は、採択したICF（「国際生活機能分類」ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）により、生活機能と障がいの分類を新しくした。それまでの「障がいの結果として社会的不利が生じるから、障がいのマイナス部分を補っていく」という考え方から、「心身機能・身体構造」（body functions & structures）、「活動」（activities）、「参加」（participation）で示される「障がいの有無にかかわらず種々の活動参加が可能になるような環境的条件整備が必要である」という考え方へ転換した。

図1 ICFの構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）



(出典) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

* 「障がい」の表記・・・原則として、文章の前後の文脈から人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記するが、引用部分（法令等）については「障害」と漢字表記している。

ICF（国際生活機能分類）は、障がいのある人について、その起因となっている疾患やその人の中に内在していることのみならず、その人を取り巻く環境面も含めて多面的・総合的にその人の生活上の困難さに焦点を置く視点である。この視点から障がいについて考えると、その人個人の状況だけでなく、周囲の物的、人的、社会的状況により、障がいは変化しうるものと捉えることができる。また、障がいそのものに目を向けるだけでなく、「活動」や「参加」といった要素から障がいのある人の生活全体を捉えていくという視点を持つことが重要である。

このようなICFの考え方を踏まえて障がいを捉え、学習上又は生活上の困難を的確に把握した上で、幼児児童生徒が現在できていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることといった視点から、教育的支援を考えていく必要がある。

3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

(1) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるとされている。そこでは①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、障がいの状態等に応じて十分な教育を受けられるよう、小中学校等の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や経験のある教職員、障がいに配慮した施設・設備などを活用した指導や支援を行うことが必要である。

(2) 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

学校場面では、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

そして「合理的配慮」は、その障がいのある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備であり、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失しないよう又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第65号）が改正され、令和 6 年度から事業者に対しても義務化されていることから、「[文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について（文部科学省）](#)」も参考に、「合理的配慮」の必要性について一層認識を深め、新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要となる。

（3）多様な学びの場の整備

島根県では、学校教育法施行令第 22 条の3に示される障がいの程度の幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う 12 校の特別支援学校が設置されている。特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を実施している。また、障がいの状態により学校へ通学して教育を受けることが困難な場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」を行っている。

小・中・義務教育学校には、特別支援学級が設置され、各学校の教育課程に基づいた教育に加え、特別支援学校の教育課程を参考とするなどして特別の教育課程を編成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が行われている。特別支援学級には、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい（現在、島根県では設置していない）、自閉症・情緒障がいを対象とした学級がある。また、病氣療養のために入院中の児童生徒を指導するために病院内に設置した学級（院内学級）もある。

また、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状態等に配慮しながら、指導内容や方法を工夫した学習活動を行っている。さらに、通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導が必要な児童生徒には通級による指導が行われ、特別の教育課程による教育が実施されている。

なお、平成 30 年度から高等学校においても通級による指導が制度化され、本県では自校通級を4校において実施しており、令和2年度から難聴の生徒に対する通級による指導も開始している。さらに、令和3年度から、自校通級に加え、圏域別5校に巡回指導ができる拠点校方式を順次導入し、令和6年度は隠岐島前高校に拠点校サテライトを設置した。通級による指導を全ての県立高等学校で受けることができる体制を整備している。

4 特別支援教育における教育課程と留意点

（1）特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）に準ずる教育を行うとともに、幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することに

よって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

(2) 自立活動について

「自立活動」とは、心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものであり、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成されている。それらの代表的な 27 項目を6つの区分に分類・整理して示している。(表1参照)

(3) 特別支援学級と通級による指導の教育課程

学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している(学校教育法施行規則第 138 条、同第 140 条)。

この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程において、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。同様に、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする」と示されている。

表1 自立活動の内容の6区分 27 項目

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。</p> <p>(4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること。</p> <p>(5) 健康状態の維持・改善に関すること。</p>	<p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>(3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</p>	<p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関すること。</p>
<p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p>	<p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関すること。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p>	<p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関すること。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>

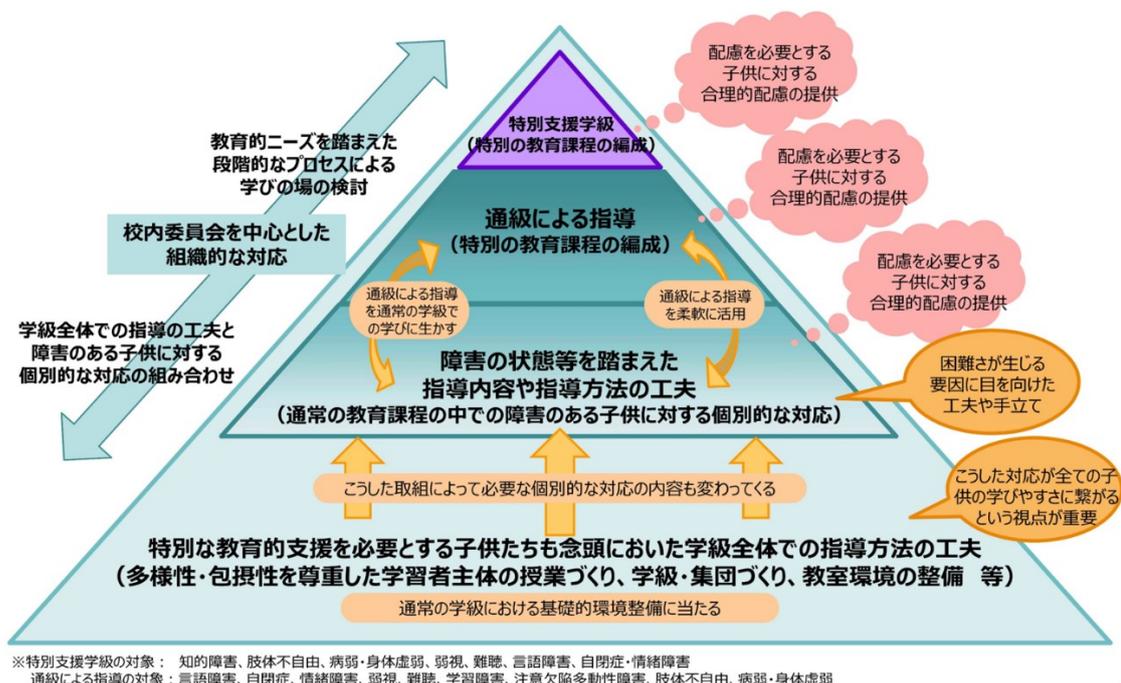
(4) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

小・中・義務教育学校の通常の学級、高等学校においては、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせるようにするために、全ての児童生徒にとって分かりやすく学びやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを行うことが重要である。

また、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導を行う場合に、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と示されている。

さらに、各教科等の解説においても、「一人一人の教育的ニーズに応じた、よりきめ細やかな指導や支援ができるよう、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である」と示されており、具体的な指導の工夫の例も示されている。

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)



5

(R7 中央教育審議会教育課程企画特別部会 特別支援教育ワーキング資料)

(5) 交流及び共同学習の推進

「障害者基本法」(平成 23 年8月一部改正)では「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」(第 16 条第3項)と規定されている。

「交流及び共同学習」は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。また、障がいのない幼児児童生徒にとっては、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、交流及び共同学習を一層推進していく必要がある。

(6) 進路指導の充実

学校卒業後、多くの生徒は、企業や施設等において働くことを中心とした生活を送るようになる。社会

生活の中で必要な自己理解、自己決定の力や働く力は、卒業間近に短期間で育てられるものではなく、小学校（小学部）の段階から、将来を見通した指導の中で身に付けていくことが望まれる。それには、早い段階から一人一人の障がいの状態と能力・適性等を踏まえながら、就業体験等の充実やキャリア教育の視点を取り入れた授業づくりを行うなど、キャリア教育の推進を図ることが有効である。

5 特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組

(1) 校内体制の整備

校長（園長を含む。以下同じ。）のリーダーシップの下、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど校内支援体制を整備し、特別な支援の必要性が高い幼児児童生徒に対して、学校全体で支援をすることが必須である。

(2) 個別の教育支援計画の作成

「個別の教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うための計画である。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。

(3) 個別の指導計画の作成

「個別の指導計画」とは、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画のことである。

(4) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しと活用や管理

学習指導要領において、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」とされている。また、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても、（中略）作成し活用を努めること」と示されていることから、学校において作成する必要があると判断した者に対しても、作成と活用を進める必要がある。

支援の実施状況については、校内委員会等において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切である。

各計画の作成にあたっては、その趣旨や目的を本人や保護者に説明し同意を得ることが必要である。また、進学先の学校へ引き継いだり、関係機関と共有したりする際には、あらかじめ情報共有の範囲を明確にした上で、本人や保護者の同意を得ておくことに留意する必要がある。

6 特別支援教育に係る支援体制

(1) 早期からの教育相談・支援

障がいのある子どもにとって、早期から必要な支援を行うことは、将来の自立と社会参加に大きな効果があると共に、子育ての中心である保護者や家族に対する支援、幼稚園や保育所等の関係者に対する支援という意味からも大きな意義がある。

早期教育の場としては、盲学校、松江ろう学校及び浜田ろう学校に幼稚部を設置しているほか、幼稚園や保育所等で障がいのある幼児の教育や保育が実施されている。また、障がいのある幼児の支援等に関して、市町村相談支援チーム等による教育相談をはじめ、島根県教育センターや特別支援学校のセンター的機能の教育相談等がある。就学については、市町村の就学相談会等をできるだけ早期から活用し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成が図られた就学先の決定につなげることが肝要である。

(2) 特別支援学校、島根県教育センター

特別支援学校ではセンター的機能として、地域の幼児教育施設や小・中・義務教育学校・高等学校の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒の教育に関して必要な助言や援助を行っている。

また、[島根県教育センター](#)や島根県教育センター浜田教育センターにおいては、幼児児童生徒と保護者、学校関係者等を対象に来所教育相談を実施している。

(3) 特別支援教育支援専任教員

小・中・義務教育学校の通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関する教員からの相談に迅速に対応するため、各教育事務所に特別支援教育支援専任教員を配置している。

(4) 合理的配慮アドバイザー

県立高等学校における合理的配慮の提供に関する相談に迅速に対応するため、合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置している。

(5) 特別支援連携協議会

本県においては、市町村単位の「特別支援連携協議会」、県の知事部局等関係者による「しまね特別支援連携協議会」を設置して、支援体制の整備の充実に取り組んでいる。

(6) 特別支援教育支援員・にこにこサポート事業（会計年度任用職員）

障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒へ直接的に支援（介助、学習支援、学校生活支援）を行い、学校全体として特別支援教育の体制の推進・学習環境の向上を図るため小・中・高等学校に配置している。

7 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進

本県の特別支援教育の現状と課題を整理し、特別支援教育を更に充実させるための「しまね特別支援教育魅力化ビジョン【後期版】」を令和8年3月に策定した。本県が目指す特別支援教育を、①多様な学びの場における教育環境の充実、②就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築、③特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保の3本柱で推進していくことを示している。

このビジョンに基づき、学校・家庭・地域が連携、協働して「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指して、特別支援教育をよりよいものに高めていくことが必要である。

しまね特別支援教育魅力化ビジョン3本の柱

3本の柱で本県が目指す特別支援教育を推進していきます。

多様な学びの場における教育環境の充実
～一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～

就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～

特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～